

令和 8 年

3 月定例総会会議録

酒 田 市 農 業 委 員 会

令和8年3月定例総会 会議録

1 日 時 令和8年3月13日（金） 午前9時30分 開議

2 場 所 総合文化センター 412号室

3 出席委員（26名）

1 番	莊司 太郎	委員	2 番	後藤 保喜	委員	3 番	池田 良之	委員
4 番	大場 重樹	委員	5 番	石川 渡	委員	6 番	佐藤 良	委員
7 番	吉高 祐二郎	委員	8 番	五十嵐 弘樹	委員	9 番	佐藤 秀之	委員
10 番	飯塚 将人	委員	11 番	佐藤 晴子	委員	12 番	兼山 宏勝	委員
13 番	尾形 大介	委員	14 番	樋口 準二	委員			
16 番	佐藤 浩良	委員	17 番	高橋 公基	委員	18 番	三浦ひとみ	委員
19 番	佐藤 利篤	委員				21 番	土田 治夫	委員
22 番	伊藤 正行	委員	23 番	佐々木 治人	委員	24 番	伊與田 明子	委員
25 番	川村 恵実	委員				27 番	佐藤 耕造	委員
28 番	田村 晴久	委員	29 番	遠田 裕己	委員			

4 欠席委員（3名）

15 番	佐々木 浩希	委員	20 番	阿部 香美	委員	26 番	齋藤 均	委員
------	--------	----	------	-------	----	------	------	----

5 事務局職員出席者

事務局長	玉澤千秋	事務局次長	遠田 博	農地主査	安倍 誠
農地係長	齋藤敏夫	主事	水島直哉	専門員	佐藤久志
調整主任	小松文緒				

6 報告事項

1. 農地法第3条の3届出書の受理について
2. 農地法第5条届出書の受理について
3. 農地の現況等に係る照会に対する回答について
4. 解約
5. 農地法第18条第6項の規定による通知受理について
6. 農地法第5条の規定による許可の錯誤訂正について

7 議 事

議第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
議第14号	農地法第5条の規定による許可申請について
議第15号	非農地判断について
議第16号	農用地利用集積等促進計画の認可について

8 その他

9 開 会

開 会

(午前9時30分 開会)

○事務局長 ただいまから令和8年3月酒田市農業委員会定例総会を開会いたします。

総会の開会に当たり、土田治夫会長職務代理者が挨拶を申し上げます。

○土田治夫 会長職務代理者 皆さん、おはようございます。

今日、会長が議会对応のため、私が執行していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと情報提供ですけれども、皆さんも見ている方は見ていると思いますけれども、3月7日土曜日の日本農業新聞に、米の生産コスト指標が2万円ちょっとということで出されました。

精米流通経費が1万円弱かかるとして、じゃ、最終的な消費者への白米価格が3,500円前後ということで、県の消費者も納得して買える価格なのかなと思っております。4月1日より施行される食料システム法に基づいて作成されるものですが、あくまでもコストを下回る買取りを抑止するという目的ですが強制力はありません。在庫が多く発生すれば、今後機能がどのようになるか問題でもあります。

あともう一点、今、皆さんの最大の関心事は、イランとアメリカとイスラエルの軍事衝突によるホルムズ海峡の閉鎖によるタンカーの航行ができなく、原油が入ってこない。価格は上がるし、仮に出荷調整がなされれば、これから春作業に大きく影響してきます。長期化にならないことを願いつつ、早期の鎮静化を願いたいものです。

今、熱戦が繰り広げられているWBCも、日本を応援しながら大会も、無事運営、終了することを願う一人です。

今日、3月総会ということで、議案もいっぱいあります。ところどころはしょってやるところがありますけれども、皆さんから協力いただきながら進行を進めていきますので、よろしくお願いします。

以上です。

○事務局長 総会の議長は、酒田市農業委員会規定第19条により会長が務めるとなっており、会長が欠席したときは職務を代理することとなっております。本日、齋藤会長が欠席のため、土田会長職務代理者、どうぞよろしくお願いいたします。

○土田治夫 議長 それでは、皆さんのご協力によりまして議事を円滑に進行したいと思います。

本日の欠席委員は、15番、佐々木浩希委員、20番、阿部香美委員、26番、齋藤均委員の3名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております定例総会次第によって進めます。

◎会議録署名委員の指名

○土田治夫 議長 最初に、議事録署名委員の選任を行います。選任の方法は、議長にご一任願います。

議事録署名委員に、11番、佐藤晴子委員、16番、佐藤浩良委員の両名をお願いいたします。

◎報告事項

○土田治夫 議長 最初に、報告事項について事務局の説明を求めます。

○事務局長 報告事項については、議案の3ページからになります。

今回の報告事項は、1番、農地法第3条の3届出書の受理について23件、2番、農地法第5条届出書の受理について1件、3番、農地の現況等に係る照会に対する回答について1件、4番、解約8件、5番、農地法第18条第6項の規定による通知受理について165件、6番、農地法第5条の規定による許可の錯誤訂正について1件、以上199件について農地係長が報告いたします。

○齋藤農地係長

(報告事項を朗読説明する)

○土田治夫 議長 報告事項でございますが、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長 ないようですので、これで報告事項を終わります。

◎議 事

○土田治夫 議長 これより議事に入ります。

議第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第13号 農地法第3条の規定による許可申請については、37件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について農地係長が説明いたします。

○事務局 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について、75ページ目をご覧ください。

なお、今回の農地法第3条の許可申請については、全ての案件におきまして、全部効率活用要件、農業常時従事要件、地域との調和要件まで、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件を満たしているものと考えます。

また、今回の3条案件では、農業者年金への影響はございません。

75ページ、酒田28番、使用貸借、浜中の畑、山林、山林はこちら現況畑でございます。浜中の〇〇さんから浜中の〇〇さんへ、こちらは申請事由はその他で、年金なしの10年間の使用貸借で、親子間の経営移譲となります。

76ページをご覧ください。

酒田29番、使用貸借で、生石の畑、田んぼ、宅地、隣のページにまたがりまして、合計40筆、宅地は現況畑でございます。生石の〇〇さんから生石の〇〇さんへ、申請事由その他で、年金を伴わない親子間の経営移譲、期間は20年となっております。

77ページをご覧ください。

酒田30番、使用貸借で、漆曽根の畑、田んぼ、雑種地、雑種地は現況田んぼでございます。漆曽根の〇〇さんから漆曽根の〇〇さんへ、こちらは親子間の経営移譲で、10年となっております。

78ページをご覧ください。

酒田31番、使用貸借で、本楯、刈屋、田んぼ、畑、宅地、宅地は現況畑でございます。刈屋の〇〇さんから刈屋の〇〇さんへ、申請事由その他で、親子間の経営移譲で、10年間となっております。

酒田32番をご覧ください。賃貸借で、広野新田の田んぼ16筆、広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、相手方の要望で、10アール当たり1万円、10年間の契約となっております。

79ページをご覧ください。

酒田33番、賃貸借で、広野の田んぼ6筆、広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、相手方の要望で、10アール当たり1万3,000円、こちらは10年間の契約となっております。こちらの金額でございますが、構成員向けの金額と伺っております。

続きまして、80ページをご覧ください。

酒田34番、賃貸借で、広野、黒森の田んぼ、合計27筆、広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、相手方の要望で、10アール当たり1万3,000円の10年間となっております。

81ページをご覧ください。

酒田35番、賃貸借で、広野の田んぼ4筆、広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、相手方の要望で、10アール当たり1万3,000円の10年間となっております。

酒田36番、賃貸借で、広野の田んぼ14筆、広野の〇〇さんから広野の〇〇さんへ、相手方の要望で、こちらも10アール当たり1万3,000円の10年間の契約となっております。

82ページをご覧ください。

酒田37番、賃貸借で、広野の田んぼ3筆、三川の〇〇さんから三川の〇〇さんへ、相手方の要望で、新規案件でございまして、10アール当たり1万円の5年間の契約となっております。

酒田38番、賃貸借で、勝保関の畑、田、宅地、宅地は現況畑でございます。2筆でございます。勝保関の〇〇さんから勝保関の〇〇さんへ、こちら受け手の〇〇さんの案件が38、39、40の3件ございます。相手方の要望で、10アール当たり5,000円の10年となっております。

酒田39番、賃貸借で、勝保関の田んぼ1筆、勝保関の〇〇さんから同じく勝保関の〇〇さんへ、相

手方の要望で、10アール当たり 1 万円の10年となっております。

続きまして、酒田40番、賃貸借で、勝保関の田んぼ 1 筆、勝保関の〇〇さんから勝保関の〇〇さんへ、相手方の要望で、10アール当たり 1 万円、10年間、新規となっております。

83ページをご覧ください。

酒田41番、賃貸借で、生石、手蔵田の田んぼ 8 筆、手蔵田の〇〇さんからこあら 1 丁目の〇〇さんへ、相手方の要望で、新規となります。10アール当たり 1 万円、こちらは 1 年間で、中間へのつなぎのための契約となります。

酒田42番、所有権移転のため、宮野浦 3 丁目の畑 1 筆、高見台 2 丁目の〇〇さんから山居町 2 丁目の〇〇さんへ、こちらは申請事由はその他で新規になりまして、贈与となります。こちらにつきましては、別紙資料のほうをご覧ください。

エントリーシートになります。

2 ページ目をご覧ください。

〇〇さんは、山居町にお住まいの方で、今回新規就農のためエントリーシートのほうを提出いただきました。作物は、ジャガイモ、サツマイモ、トマトでございまして、主にこちらは家庭菜園のためと考えておりまして、販売のほうは考えていらっしゃるそうです。〇〇さんのほうには加入されるという形でございます。お一人でやられるということで、4 ページのほうをご覧くださいますと、確認書についてはご承認のほうを頂戴しておるところでございます。

議案書のほうにお戻りください。

酒田43番、83ページでございます。勝保関の田んぼ 2 筆、勝保関の〇〇さんから勝保関の〇〇さんへ、相手方の要望、新規で、10アール当たり 1 万円、こちらは 1 年間やった後、中間へ移行するための契約でございます。

〇〇さんでございますが、次のページの酒田44番も関連でございます。

84ページ、酒田44番、賃貸借で、勝保関の田んぼ 4 筆、駅東 2 丁目の〇〇さんから勝保関の〇〇さんへ、相手方の要望で、新規になりまして、10アール当たり 1 万円、こちら 1 年間の中間管理事業へのつなぎのための契約となっております。

酒田45番、賃貸借、勝保関の田んぼ 1 筆、駅東 2 丁目の〇〇さんから勝保関の〇〇さんへ、相手方の要望で、新規で、10アール当たり 1 万円、こちら 1 年間の中間管理事業のための 1 年間のつなぎとなっております。

酒田46番、賃貸借で、勝保関の田んぼ 3 筆、駅東 2 丁目の〇〇さんから勝保関の〇〇さんへ、相手方の要望で、新規になりまして、10アール当たり 1 万円となっております。

酒田47番、賃貸借、勝保関の田んぼ 1 筆、駅東 2 丁目の〇〇さんから勝保関の〇〇さんでございます。こちら 1 年間の中間へのつなぎとなっております。

85ページをご覧ください。

酒田48番、賃貸借で、横代の田んぼ 3 筆、横代の〇〇さんから横代の〇〇へ、相手方の要望で、新規で、10アール当たり 1 万円、こちら 1 年間で中間へのつなぎとなっております。

〇〇は、この後、48、49、50と次のページの51番までの同じ受け手となっております。

エントリーシートがございまして、別紙資料の 5 ページ目のほうをご覧ください。

5 ページ目のほうに要件確認欄がございます。右側の欄をご覧ください。

今回、借受という形で、〇〇でございます。事業要件としましては、主たる事業が農業、今後 3 年間の法人売上高の過半が農業関連となる計画となっております。また、議決権要件は、農業関係者が技術点の過半を所有しております。役員要件としましては、役員の過半が農業に従事する、または役員等の理事長が農作業に従事するという形で、こちらのほう要件でございます。6 番と 7 番は、農地所有適格法人の要件を満たすため不要の要件となっております。また、8 番につきましては、農地法第 3 条の申請書類を確認しておりまして、農地利用の確認書に確認しているという形になっております。

別紙資料の 6 ページ目のほうをご覧ください。要件確認書でございます。〇〇さんが代表となっている〇〇の内容となっております。売上高のほうは不明でございますが、農業の売上げだけとなっております。

また、8 ページのほうには、構成員の構成のほうを記載しております。

9 ページ目のほうをご覧ください。

こちらに登記簿謄本のほうをつけていただいております。農産物の生産加工及び販売のほうが目

のほうに記載されておりまして、株主としては〇〇さんがお一人という形になっております。

11ページのほうをご覧ください。こちらは〇〇の定款となっております。

それでは、議案書のほうにお戻りください。

酒田49番、賃貸借で、横代の田んぼ2筆、宮野浦3丁目の〇〇さんから横代の〇〇へ、相手方の要望で、10アール当たり1万円です。こちらも1年間の中間へのつなぎとなっております。

酒田50番、賃貸借で、横代の田んぼ9筆、横代の〇〇さんから横代の〇〇へ、相手方の要望で、10アール当たり1万円、こちらも1年間中間へのつなぎとなっております。

86ページをご覧ください。

酒田51番、賃貸借で、横代の田んぼ17筆、横代の坪池〇〇さんから横代の〇〇へ、相手方の要望で、10アール当たり1万円、こちらも1年間の中間へのつなぎとなっております。

酒田52番、賃貸借で、本楯の田んぼ1筆、本楯の〇〇さんから高砂3丁目の〇〇さんへ、こちらは相手方の要望で、新規になりまして、10アール当たり1万3,676円でございます。こちらは総額5年間からの割り返しでございます。1年間となっております。

87ページをご覧ください。

酒田53番、所有権移転でございます。宮内の田んぼ、畑3筆、宮内の〇〇さんから宮内の〇〇さんへ、相手方の要望でございます。

こちらにつきましては、別紙資料1ページ目のほうをご覧ください。

酒田53番、10アール当たりの金額が14万8,800円、トータルで50万円でございます。

議案のほうにお戻りください。

酒田54番、所有権移転、字扇谷地の田んぼ4筆、亀ケ崎5丁目の〇〇さんから亀ケ崎4丁目の〇〇さんへ、〇〇さんは55番でも出てきますので、関連となります。相手方の要望で、こちらのほうも別紙資料1ページ目のほうをご覧ください。

酒田54番、10アール当たりの金額が25万円、トータルで66万250円となります。

議案書87ページへお戻りください。

酒田55番、所有権移転で、字鷲谷地の田んぼ3筆、亀ケ崎5丁目の〇〇さんから亀ケ崎3丁目の〇〇さんへ、相手方の要望で、10アール当たり15万円、合計金額が35万9,100円となっております。

すみません、こちらのほうも別紙資料のほうをご覧いただきまして、酒田55番のほうをご覧いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、88ページをご覧ください。

酒田56番、所有権移転で、新堀の田んぼ5筆、亀ケ崎3丁目の〇〇さんから落野目の〇〇さんへ、相手方の要望となります。

別紙資料1ページ目のほうをご覧ください。

酒田56番、10アール当たりの金額が40万円、合計金額が569万1,200円となっております。

88ページにお戻りください。

酒田57番、所有権移転、上野曽根、鶴田、本楯、豊原、船場の田んぼ6筆、泉町の〇〇さんから上野曽根の〇〇さんへ、相手方の要望で、こちらのほうも別紙資料のほう1ページをご覧ください。10アール当たりの金額が30万円、合計金額が743万4,000円となっております。

続いて、八幡地区お願いします。

○事務局 それでは、八幡地区6件になります。いずれも賃貸借権の設定となります。

89ページからお願いいたします。

八幡16番から18番は関連で、賃借人が同一法人となっております。

八幡16番、小泉の田2筆、小泉の〇〇さんから北仁田の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり1万円、期間につきましては、令和8年4月27日から令和18年3月31日まで10年間、周期は次の八幡17番、18番と合わせるためとなっております。利用集積事業満了による法3条での賃貸借権の更新になります。

八幡17番、福山の田んぼ7筆、福山の〇〇さんから北仁田の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり1万円、期間は令和8年4月1日から10年間、利用集積事業の満了による農地法3条での賃貸借権の更新になります。

八幡18番、麓の田1筆、常禅寺の〇〇さんから北仁田の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり1万円、期間は令和8年4月1日から10年間、こちらは新規となっております。

90ページに移ります。

八幡19番、北青沢の田んぼ5筆、亀ケ崎7丁目の〇〇さんから北青沢の〇〇さんへ、申請事由は相

手方の要望、賃借料は10アール当たり5,000円、期間は令和8年4月1日から10年間、新規となっております。

八幡20番、麓、北仁田の田5筆、麓の〇〇さんから同じく麓の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり1万円、期間につきましては、令和8年4月1日から10年間、こちらも新規となっております。

91ページに移ります。

八幡21番、常禅寺の田11筆、先ほど報告事項3条の3の届出書、13ページになりますけれども、八幡3番の大部分並びに23ページの解約届、八幡1番の農地になっております。

遊佐町の〇〇さんから常禅寺の〇〇さんへ、申請事由は相手方の要望、賃借料は10アール当たり2,500円、期間は令和8年4月1日から10年間、こちらも新規となっております。

八幡地区は以上でございます。

○事務局 続きまして、91ページをご覧ください。

平田の案件につきまして、私のほうからご報告申し上げます。

平田1番、賃貸借で、青山の田んぼ5筆、勝保関の〇〇さんから石橋の〇〇さんへ、相手方の要望で、10アール当たり1万円、こちらは1年間をつなぎまして中間管理事業への移行となっております。

あと1点訂正がございます。別紙資料のほうをご覧ください。

5ページ目のほうの先ほどの新規法人の法人要件のほうでございますが、右側の欄、3条広野となっておりますが、正しくは3条以下平田となっております。

3条案件は以上でございます。

○土田治夫 議長 それでは、農地調査言委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

3月6日に、第6班による農地調査委員会を行っております。

議第13号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地調査委員会では協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○土田治夫 議長 質疑に入る前ではございますが、3条許可申請の案件ですので、現地調査の結果を確認いたします。

今回の議案の中で、地元農業委員からは現地調査の結果、特に疑義のある報告は受けていないということですが、何かお気づきの点など補足的説明があれば、初めにお願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長 初めに、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限の案件を先に審議します。

議事参与制限に該当する案件として、13番、尾形大介委員に退席を求めます。暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○土田治夫 議長 再開します。

議事参与の制限がかかる案件について、番号を申し上げます。

酒田47番について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長 ないようですので、酒田47番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案1件について、許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長 異議ないようですので、これら1件について許可決定といたします。

ここで、13番、尾形大介委員の退席を解除いたします。暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○土田治夫 議長 再開します。

続きまして、これまで許可決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限

の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長 ないようですので、採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を許可決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長 異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を許可決定といたします。

以上により、議第13号については全て許可決定となりました。

続きまして、議第14号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第14号 農地法第5条の規定による許可申請については、5件の許可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について農地係長が説明いたします。

○事務局 それでは、議案書92ページ、議第14号 農地法第5号の規定による許可申請についてをご覧ください。

酒田3番でございます。所有権移転で、浜中の畑4筆、光ヶ丘1丁目の〇〇さんから浜中の〇〇さんへ、申請事由が資材置場、農地区分は2種農地、許可基準は業務上必要な施設で、集落に接続と判断しております。

こちらでございますけれども、今回の申請は、漁業を営む〇〇さんが、漁で使用する漁網の置場を探していたところ、親戚の〇〇さんより場所の提供の申出があり、合意に至ったものと伺っております。

別紙資料のほうをご覧ください。

1ページでございます。

5条のほうをご覧ください。

酒田3番、10アール当たりの金額は54万7,600円でございます。合計金額が50万円でございます。こちらの金額は、親戚である〇〇さんと〇〇さんの間で強いご意向があったと伺っております。

続きまして、別紙資料の14ページ目の図面をご覧ください。位置図、案内図となります。

場所は浜中地区の浜中北分散、J A庄内みどり旧浜中支店から北に500メートルほどの畑になっております。

15ページ目の配置図をご覧ください。

漁業用大型機材は用地西側に、中型機材を北側と南側に配置予定でございます。出入口は東側で、市道に出る計画となっております。

16ページが現況写真となっております。

16ページの上段は出入口東側から奥の農地を撮影したものとなりまして、下段が北西側から撮影したものとなっております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案のほうにお戻りいただきまして、92ページ、酒田4番をご覧ください。

酒田4番、賃貸借で、黒森の山林、こちらは現況畑でございます。7,176平米うち33.3平米、1筆でございます。黒森の〇〇さんから浜松町の〇〇さんへ。こちら〇〇さんは、5番のほうでも出てきますので、関連となります。申請事由は営農型太陽光発電でございます。農地区分は農用地区域、一時転用でございます。

それでは、こちらのほうを別紙資料と一緒にご覧いただく形となります。

別紙資料17ページのほうをご覧ください。

今回は1年5か月の一時転用で、更新となっております。場所は黒森地区、黒森配水場の西側、市道浜中・黒森線の北側の畑となります。

案内図をご覧ください。

現況はL型の農地に対して、営農型太陽光パネル約2,000枚が設置されております。パネルの架台となる支柱の高さは、高いところで3.74メートルとなっております。

別紙資料の19ページの上段が西側から撮影した現況写真となります。下段は東側からの写真でございます。

20ページからが営農計画書となっております。栽培作物は、ブルーベリーとなっております。酒

田農業技術普及課からのアドバイスをいただきながら、昨年10月から苗をプランターに植え付けしており、約1,000本ほどとなっております。プランター栽培することで日照が十分に確保できる場所に移動しながら栽培する計画となっております。

今回の更新許可申請に当たりましては、他の営農型太陽光発電施設などとの更新時期を合わせることを踏まえて、申請者と協議し、一時転用期間を1年5か月間としております。今後も営農の確保に向けて継続的な農地確認や申請者からの聞き取りなどの働きかけが必要であると考えております。

酒田4番の説明は以上でございます。

それでは、議案書92ページにお戻りください。

酒田5番でございます。賃貸借で、浜中の山林、こちら山林は現況畑でございます。こちら合計面積が5,062平米うち32平米でございます。鶴岡市の〇〇から浜松町の〇〇へ、営農型太陽光発電で、農地区分は農用地区域、一時転用で、こちらも先ほどと同じく1年5か月間の期間となり、更新となります。転用面積の32平米につきましては、太陽光パネルの架台の支柱部分と太陽光発電の関連施設の面積となります。

それでは、別紙資料の25ページからご覧ください。

場所は浜中地区で、JA庄内みどり園芸センターから東へ約700メートル、市道広岡・浜中線の南側の畑となります。

25ページの案内図をご覧ください。

現況は営農型太陽光発電パネル約1,300枚が設置されております。パネルの架台となる支柱の高さは、高いところで3.74メートルとなっております。

別紙資料27ページの上段が、西側から撮影した写真となります。下段は東側から撮影したものとなりまして、28ページからが営農計画書となります。

栽培作物は、酒田4番と同様、ブルーベリー栽培となっております。酒田農業技術普及課からのアドバイスをいただきながら、昨年10月に苗をプランターに植え付けしております。約1,000本ほどとなっております。プランター栽培することで、先ほど同様、日照が十分に確保できる場所に移動しながらの栽培と伺っております。

今回の更新許可に当たりましては、先ほど同様、案件の周期を合わせるために、一時転用期間を1年5か月間としております。今後も適切な営農の確保に向けて継続的な農地の確認や申請者からの聞き取りなどの働きかけが必要であると考えております。

酒田5番の説明は以上でございます。

続きまして、93ページ目をお開きください。

平田1番でございます。所有権移転、砂越の田んぼ2筆、東京都板橋区の〇〇さんから砂越の〇〇さんへ、申請事由が資材置場、農地区分は2種農地、業務上必要な施設で、集落に接続しています。こちらの受け手のほうは、平田2番でも出てきますので、関連でございます。

別紙資料の1ページ目をご覧ください。

平田1番、10アール当たりの金額は3,100円、合計金額が260万円となっております。

別紙資料の33ページをご覧ください。

場所は、平田砂越地区の楯之内、砂越駅から南東に約600メートルの田んぼになります。

続きまして、34ページの全体計画図をご覧ください。

北側の用地と市道を挟んだ南側を使用する計画となっております。南側については、北側の市道を出入口として使用する計画でございます。

別紙資料の35ページ上段が、33ページ①側から撮影した現況写真となりまして、下段は②側から撮影したものととなります。

続きまして、平田2番に移ります。

議案書の93ページにお戻りいただきまして、平田2番をご覧ください。所有権移転で、砂越の田んぼ1筆、砂越の〇〇さんから砂越の〇〇さんへ、資材置場で、2種農地、業務上必要な施設で集落に接続となっております。

別紙資料1ページ目をご覧ください。

金額は、10アール当たり1,400円、合計金額は10万円でございます。

別紙資料36ページをご覧ください。

場所は平田砂越地区の楯之内、砂越駅から南東に約600メートルの田んぼとなります。

別紙資料37ページの配置図をご覧ください。

隣接地に先ほどの平田1番の申請地がございます。先ほどの案件と合わせまして資材置場として使

用する計画となっております。

別紙資料の38ページ上段が、36ページ①側から撮影した現況写真となりまして、下段は②側から撮影したものとなります。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○事務局長 すみません、別紙資料の27ページでしょうか、酒田5番の営農型太陽光発電施設の写真なんですけれども、こちら黒森1号ということで、酒田4番の写真とちょっと同じものが掲載されているようでございました。こちらのほう、後日正しいものを皆様のほうにお配りしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○土田治夫 議長 それでは、農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

議第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、許可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○土田治夫 議長 それでは、質疑に入る前ではございますが、5条許可申請の案件ですので、地元農業委員の現地調査の結果を確認いたします。

酒田3番、5番の現地報告を、25番、川村恵実委員より報告願います。

○25番 川村恵実委員 25番、川村です。

酒田3番について、3月3日に、事務局と現地の確認を行いました。

周囲への影響もなく、資材置場としての大きさも適正であるため、転用はやむを得ないと思われま
す。よろしくご審議のほうお願いいたします。

続けてよろしいですか。

○土田治夫 議長 はい。

○25番 川村恵実委員 25番、川村です。

酒田5番について、3月3日に、事務局と現地の確認を行いました。

営農型太陽光発電敷地への転用の更新であり、周囲への影響もなく、営農への意欲もあることから、引き続き転用はやむを得ないと思われま
す。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○土田治夫 議長 続きまして、酒田4番の現地報告を、8番、五十嵐弘樹委員より報告願います。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

酒田4番について、3月3日に、事務局と現地の確認を行いました。

年前なんです、10月、秋頃、プランターにブルーベリーの苗を置いていたことを確認しております。

営農型太陽光発電敷地への転用の更新であり、周囲への影響はなく、営農への意欲もあることから、引き続き転用はやむを得ないと思われま
す。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○土田治夫 議長 続いて、平田1番、2番の現地報告を、私より報告いたします。

○21番 土田治夫委員 21番、土田です。

3月5日、本所の齋藤係長、前田さん、私の3人で現地確認を行っております。

場所は、俗に言う苗代跡地で、非常に軟弱地で、周辺にはもう宅地とか道路がありまして、なかなか耕作も管理耕作しかできていないというような状況のところでは

○○さん、資材置場ということであちこち探しているんですけれども、今回、たまたま管理もままならないところを資材置場として活用したいということでしたので、いいのかなと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○土田治夫 議長 これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、許可決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長 異議ないようですので、議第14号については許可決定といたします。

続きまして、議第15号 非農地判断についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第15号 非農地判断については、遊休農地に関する措置において、その土地の状況が農地として再生利用困難と見込まれるものについて農地台帳から除外することとなっているため、その判断を求めるものです。詳細は農地係長が説明いたします。

○事務局 議案の94ページをご覧ください。

議第15号 非農地判断についてご説明申し上げます。

酒田1番、十里塚の畑1筆、宮城県多賀城市の〇〇さん、現況は山林、農地利用状況調査判断は非農地となっております。

こちらにつきましては、例年、農地法第3条に基づき実施している農用地利用状況調査、農地パトロールにおいて、森林・原野の様相を呈しているなど、再生利用が困難と見込まれると区分した土地については、農林水産省の通知に基づき、農地台帳からの除外を行うこととなっております。

先月の案件でご承認いただきましたが、1件上程が漏れていたことから、追加でご審議いただくものです。申し訳ございません。

今回非農地判断の審議をいただく土地は1筆でございます。現況は山林でございますが、農地パトロールにおいて、再生利用が困難と確認しております。非農地として判断しております。

それでは、別紙資料でご説明いたします。

別紙資料の39ページをご覧ください。

場所は、十里塚地区の国道沿いのコンビニエンスストアから南に約600メートル先、酒田市斎場から北に約1キロメートル先となります。位置は案内図をご覧ください。

登記地目は畑となっております、現況は山林となっております。

こちらにつきましては、別紙資料40ページの写真をご覧いただくようお願いいたします。既に農地としての痕跡はなく、周囲の山林と一体化している状況でございます。

説明は以上でございます。

○土田治夫 議長 それでは質疑に入る前ではございますが、現地調査の結果を確認いたします。

地元農業委員から現地調査の結果を報告願います。

6番、佐藤良委員より報告願います。

○6番 佐藤 良委員 6番、佐藤です。

対象となっている十里塚の農地は、長年耕作されることなく山林化しており、再生が困難な状況です。周囲への影響もないことから、非農地とすることに問題ないと思われれます。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○土田治夫 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

議第15号 非農地判断について、農地調査委員会では、特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○土田治夫 議長 これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議第15号 非農地判断について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長 ないようですので、議第15号について決定いたします。

続きまして、議第16号 農用地利用集積等促進計画の認可についてを上程の上、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長 議第16号 農用地利用集積等促進計画の認可については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、やまがた農業支援センターから認可申請がありましたので、その可否を決定しようとするものであります。詳細について農地係長が説明いたします。

○事務局 議案書の95ページ目をお開きください。

議第16号 農用地利用集積等促進計画の認可についてでございます。

内容としましては、2月の定例総会においてご承認いただきまして、促進計画策定の要請をしてお

りました案件となります。

この度、やまがた農業支援センターにより、議案書96ページ、また、別紙議案のとおり、中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画の認可申請があったことから、認可してよいかをご審議いただくものとなっております。

なお、認可につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律では、県知事の認可を受けなければならないとされておりますが、酒田市では、山形県より認可・公告の権限の移譲を受けておりますので、酒田市において認可するものとなります。

それでは、内容をご説明いたします。

96ページ目をご覧ください。

こちらのほうは所有権移転となっております。筆数が7筆となっております。合計面積のほうが2万9,341平米となります。こちらにつきましては、2月の定例総会でご審議いただいた内容と同じになります。

〇〇さんでございまして、南遊佐地区の〇〇さんが出し手で、受け手は山楯の〇〇さんとなっております。対象の農地は、米島の田んぼ7筆、公告予定日は令和8年3月31日となっております。均衡類似価格は10アール当たり50万3,000円となっております。総額が1,475万4,000円となっております。

続きまして、別紙資料の議案のほうをご覧ください。

先に、令和8年3月31日の移転のファイルのほうをご覧ください。

こちらの移転のほうは、受け手変更のための移転で、前の借受者が50名、新借受者が71名、筆数が693筆、面積は145万8,423平方メートルとなっております。移転の理由として、多くが経営移譲や受け手の離農によるものとなります。

続きまして、同じ令和8年3月31日公告の賃借のファイルのほうをご覧ください。

今回の要請は、円滑化事業、利用集積事業による契約が満了した方及び新規の方が中心となります。

新規・更新契約が、出し手621名、受け手299名、筆数2,163筆、面積のほうが487万7,781平米となります。

先ほどの受け手の変更の移転は、前の借受者50名、新借受者が71名、筆数693筆、面積が145万8,463平米となります。こちらに、最初に申し上げました所有権移転を含めると、合計で、出し手が672名、受け手が371名、筆数が合計で2,863筆、面積は635万960平米となります。

なお、今回の案件でございしますが、データ容量の関係で2つのファイルに分けさせていただいておりましたことをご理解よろしく申し上げます。

賃借につきましては、地区についてのページ数を申し上げます。

南遊佐地区が1ページから7ページ、西荒瀬地区が7ページから9ページ、本楯地区が9ページから14ページ、上田地区が14ページから15ページ、北平田地区が15ページから17ページ、東平田地区が18ページから21ページ、中平田地区が21ページから24ページ、北部地区が24ページ、南部地区が24ページから26ページ、新堀地区が26ページから31ページ、広野地区が32ページから38ページ、袖浦地区が38ページから42ページ、浜中地区が42ページから43ページ、八幡地区が43ページから48ページ、松山地区が48ページから56ページ、平田地区が57ページから76ページとなります。

続きまして、移転のファイルのほうをご覧ください。

こちらにつきましても、地区別にページ数を申し上げます。

中平田地区が1ページと3ページ、松山地区が1ページ、12ページ、13ページ、平田地区が1ページから4ページと13ページから22ページ、南遊佐地区が2ページ、西荒瀬地区が3ページと23ページ、24ページ、上田地区が3ページ、北平田地区が3ページから5ページと23ページ、東平田地区が5ページ、新堀地区が5ページから7ページと9ページから11ページ、南部地区が7ページ、広野地区が7ページから9ページと11ページと22ページ、浜中地区が9ページから10ページ、袖浦地区が9ページから10ページと22ページから23ページ、八幡地区が12ページとなります。

説明は以上でございます。

○土田治夫 議長 農地調査委員会の報告をお願いします。

○8番 五十嵐弘樹委員 8番、五十嵐です。

議第16号 農用地利用集積等促進計画の認可について、農地調査委員会では、協議及び審議の結果、認可することに特に問題はないとの意見であったことを報告いたします。

○土田治夫 議長 それでは質疑に入ります。

議案の件数が多いため、審議の前に精査のための時間を設けたいと思います。

二、三分黙読をお願いします。

(黙読)

○土田治夫 議長 それでは、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の案件を先に審議いたします。今回は議事参与の制限に該当する委員が多いため、本案件を分けて、それぞれに該当する委員の退出を求めて審議いたします。

初めに、議事参与の制限に該当する案件として、12番、兼山委員、3番、池田委員、7番、吉高委員、9番、佐藤秀之委員、10番、飯塚委員、13番、尾形委員、14番、樋口委員、27番、佐藤耕造委員が該当する案件があります。8名に退席を求め、暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

○土田治夫 議長 再開します。

議事参与の制限がかかる案件について、番号を申し上げます。

農用地利用集積等促進計画の認可について、移転、南部62番、新規・更新、八幡2番、3番、5番、6番、8番、10番、11番、14番、16番、26番、33番、36番、40番、東平田7番、39番、南部2番、本楯5番、8番、14番、38番、39番、北平田2番、4番、5番、7番から10番、12番から22番について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

ご質問ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長 ないようですので、農用地利用集積等促進計画の認可について、移転、南部62番、新規・更新、八幡2番、3番、5番、6番、8番、10番、11番、14、16、26、33、36、40、東平田7、39、南部2、本楯5、8、14、38、39、北平田2、4、5、7から10、12から22番の質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案について、認可することを決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長 異議ないようですので、これらについて許可することと決定いたします。

ここで、12番、兼山委員、3番、池田委員、7番、吉高委員、9番、佐藤秀之委員、10番、飯塚委員、13番、尾形委員、14番、樋口委員、27番、佐藤耕造委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

○土田治夫 議長 続いて、議事参与制限に該当する案件として、21番、私、2番、後藤保喜委員、4番、大場重樹委員、5番、石川渡委員、6番、佐藤良委員、19番、佐藤利篤委員、28番、田村晴久委員、29番、遠田裕己委員が該当する案件があります。

8名に退席を求め、暫時休憩いたします。

なお、私も議事参与の制限となり退席いたしますので、酒田市農業委員会規程第19条第2項による臨時の議長として、農地調査委員長に議長を交代いたします。暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時42分 再開

○五十嵐弘樹 議長 それでは、再開いたします。

議事参与の制限がかかる案件について、番号を申し上げます。新規・更新、広野19番、八幡30番、袖浦16番、平田8、18、177番、南遊佐18番、松山51、81番、平田57、59、62、66、68から71、74から77番、82、83、93、95、106番から108番、112番、123、124、130、132番、133、176番について、ご質問、ご意見のある方お願いいたします。

ご質問ございませんでしょうか。

(発言する者なし)

○五十嵐弘樹 議長 それでは、ないようですので、農用地利用集積等促進計画の認可について、新規・更新、広野19番、八幡30番、袖浦16番、平田8番、18番、177番、南遊佐18番、松山51番、81番、平田57、59、62、66、68から71番、74から77番、82、83、93、95番、106番から108番、112番、123、124、130、132、133、176番の質疑を打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限の議案について、認可することを決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○五十嵐弘樹 議長 異議ないようですので、これらについて認可することを決定いたします。

ここで、21番、土田委員、2番、後藤委員、4番、大場委員、5番、石川委員、6番、佐藤良委員、19番、佐藤利篤委員、28番、田村委員、29番、遠田委員の退席を解除し、暫時休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時43分 再開

○土田治夫 議長 再開します。

続きまして、これまで計画決定した農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与制限の議案以外について審議します。

ご質問、ご意見のある方お願いします。

ございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

採決に入ります。

議事参与の制限の議案以外を認可することを決定とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○土田治夫 議長 異議ないようですので、議事参与の制限の議案以外を認可することを決定いたします。

以上により、議第16号については全て認可することに決定となりました。

続きまして、その他として何かございませんか。

(発言する者なし)

○土田治夫 議長 ないようでしたら、以上をもちまして、令和8年3月定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

午前10時45分 閉会